

(平成22年度 第3回)

介護職員処遇改善交付金説明会
福祉・介護人材処遇改善事業助成金説明会

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 説 明

(1) 介護職員処遇改善交付金の承認申請について (20 分)

(2) 福祉・介護人材処遇改善事業助成金の承認申請について
(10 分)

(3) 介護保険事業者指定の更新手続き等について (20 分)

(4) 人にやさしいまちづくりについて (10 分)

(5) その他 (10 分)

4 質疑応答 (10 分)

5 閉 会

福島県 介護保険室・障がい福祉課・高齢福祉課

も く じ

「平成 2 3 年度介護職員処遇改善交付金の承認申請について」

1	平成 2 3 年度介護職員処遇改善交付金の承認申請について	1
2	提出期限について	1
3	添付書類の省略について	2
	様式第 1 号記入例	3
	様式第 2 号記入例	4
4	キャリアパス要件等に関する届出について	8

「介護保険事業者指定の更新手続き等について」

1	介護保険事業者指定の更新手続きについて	9
2	変更届、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等について	10

「人にやさしいまちづくりについて」

1	おもいやり駐車場利用制度	16
2	やさしさマーク	20
3	やさしいまちづくり推進資金（融資制度の募集）	21

<u>「その他」</u>	22
--------------	----

平成23年度 介護職員処遇改善交付金の承認申請について

1 平成23年度 介護職員処遇改善交付金の承認申請について

○申請手続き、様式等は平成22年度と同様です。

○交付対象期間：平成23年2月～平成24年1月サービス提供分(12ヶ月分)

2 提出期限について

平成23年度の当初から交付金を受給したい場合は、平成23年2月28日(月)が提出期限となります。

(問21)(国版Q&A(平成21年8月3日))

交付金の対象事業者としての承認は、申請月及びサービス提供月との関係でいつから発生するのか。

(答)

承認の効果は申請月まで遡ることができる。即ち、申請月のサービス提供分から交付金の算定対象とすることが可能である。ただし、支払いの時期が通常のサービス提供月から翌々月の時期に間に合わない可能性が高いことについて、事業者事前に伝える必要がある。

なお、今年10月サービス提供分については、準備のため、サービス提供月の前月である9月から受け付けることとしている。

(問22)(国版Q&A(平成21年8月3日))

平成21年11月以降に申請のあった事業者に対して、10月サービス提供分にかかる交付金の支払いを行うことは可能か。

(答)

交付金は、申請月のサービス提供分から対象とすることとしており、申請月より遡っての支給は認められない。

○福島県介護職員処遇改善交付金交付要綱(抄)

(交付金の対象事業者としての承認申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする事業者は、介護職員処遇改善交付金対象事業者承認申請書(兼介護職員処遇改善交付金交付申請書)に介護職員処遇改善計画書(様式第2号)及びその他必要な書類(以下「申請書等」という。)を添えて、交付金を受けようとする介護サービス提供月の末日までに知事に提出しなければならない。

3 添付書類の省略について

介護職員処遇改善交付金対象事業者承認申請書（兼介護職員処遇改善交付金交付申請書）（様式第1号）には、
添付書類として、

- ① 介護職員処遇改善計画書（様式第2号）
- ② 就業規則（労働基準法第89条による作成の義務がない場合は任意提出。
なお、賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に個別作成している場合は、それらの規程も添付。）
- ③ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険保険関係成立届又は労働保険概算・確定保険料申請書又は保険料の納入済通知書（領収書）等）

が原則として必要となります。

しかしながら、事業者が、平成22年度において対象事業者の承認を受けていて、既に提出している「② 就業規則」及び「③ 労働保険に加入していることが確認できる書類」に変更がないときは、その提出を省略することができます。

ただし、提出を忘れたのではなく省略したことを明らかにするため、別紙の様式第1号関係参考様式1及び2を参考に、「申立書」を提出してください。

なお、「② 就業規則」及び「③ 労働保険に加入していることが確認できる書類」を省略する場合の介護職員処遇改善交付金対象事業者承認申請書（兼介護職員処遇改善交付金交付申請書）（様式第1号）は、その部分を二線で抹消してください。（別紙記入例参照）

○「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」（抄）

9 介護職員処遇改善計画書の作成

交付金を受けようとする事業者は、次の各号の記載事項を含んだ別紙2の介護職員処遇改善計画書を作成し、その他必要な書類（労働基準法第89条に規定される就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に個別作成している場合は、それらの規程も含む。以下同じ。）労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申請書等）（以下「計画書添付書類」という。）を添付すること。

なお、都道府県は、交付金を受けようとする事業者が、前年度に対象事業者の承認を受けている場合において、既に提出している計画書添付書類に変更がないときは、その提出を省略させることができる。

記入例（二線で抹消）

様式第 1 号

平成 年 月 日

福島県知事

（所在地）

申請者（名 称）

（代表者）

印

平成 23 年度介護職員処遇改善交付金対象事業者承認申請書
（兼介護職員処遇改善交付金交付申請書）

様式第 2 号記載の介護サービス事業所に係る介護職員処遇改善交付金の対象事業者としての承認（兼介護職員処遇改善交付金の交付決定）がなされるよう、別紙のとおり介護職員処遇改善計画書その他必要な書類を添えて申請します。

（添付書類）

① 介護職員処遇改善計画書（様式第 2 号）

② ~~就業規則（労働基準法第 89 条による作成の義務がない場合は任意提出。なお、賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に個別作成している場合は、それらの規程も添付。）~~

③ ~~労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険保険関係成立届又は労働保険概算・確定保険料申請書又は保険料の納入済通知書（領収書）等）~~

※なお、介護職員処遇改善交付金事業実施要領の趣旨を理解し、以下の留意事項について同意することを念のため申し添えます。

（留意事項）

- ① 本交付金は、毎月、介護報酬請求をもって介護報酬総額が確定した段階で交付されるが、事業年度終了後、あらかじめ定められた賃金改善実施期間内に実際に行った額と交付金を比較し、交付金が上回った場合には、額の精算ではなく交付金の支給条件により、その余剰金を返還することとなる。
- ② 交付金の算定基礎となる毎月の介護報酬総額は、交付金対象事業者が福島県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）へ送付した請求情報に基づくものである。
- ③ 福島県が国保連合会への交付金の支払いを委託しているので、委託先から交付金が支払われるものである。

記入例（複数事業所分を一括して作成する場合）

〔記入漏れが多いので、必ず記載してください〕

〔複数事業所を有し、法人で一括して作成する場合は記入不要です〕

様式第2号

介護職員処遇改善計画書（平成23年度申請用）

事業所等情報

介護保険事業所番号

事業者・開設者	フリガナ	シャカイフクシホリジン コウレイフクシカイ		
	名称	社会福祉法人 高齢福祉会		
主たる事務所の	〒960-8670			
	都・道 府（県）	福島 福島市杉妻町2-16		
所在地	電話番号	024-521-7744	FAX番号	024-521-7748
事業所等の名称	フリガナ		提供する	
	名称		サービス	
事業所の所在地	〒	〔複数事業所を有し、法人で一括して作成する場合は、事業所の名称、所在地等の欄には「別紙一覧表による」と記入し、別添書類1を添付すること。〕		
	都・道 府・県			
	電話番号		FAX番号	

※複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載し、（添付書類1）を添付すること。

(1) 賃金改善計画について（本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況（利用者数等）、人員配置状況（職員数等）その他の事由により変動があり得るものである。）

①	平成 23 年度交付金見込額（総額）	9,500,000 円
	賃金改善所要見込額（総額）（ア＋イ＋ウ）	① < ② 9,800,000 円
②	ア 賃金改善に要する見込額（総額）	9,800,000 円
	イ 他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当する見込額	0 円
	ウ アのうち他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善する見込額	0 円

※②については法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むものとする。

※②のイ又はウについて該当がある場合は、（添付資料2）を添付すること。

賃金改善の方法について	
③	賃金改善を行う給与項目
	基本給、〔 処遇改善 〕手当、〔 〕手当、〔 〕手当、 賞与（一時金）、その他（ ）」
④	交付金による賃金改善実施期間
	平成 23 年 4 月 ～ 平成 24 年 3 月 × 〔注意！〕

※④については平成21年度は平成21年10月～平成22年4月まで、平成22・23年度は当該年度の2月～翌年4月まで、平成24年度については平成24年2月～6月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は交付金の対象月数を越えてはならない。

③賃金改善を行う給与項目と内容を一致させてください

賃金改善を行う方法（一人当たりの平均賃金改善月額等についても可能な限り具体的に記載すること。なお、当該改善額は見込みかつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み、税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。）	
⑤	週40時間（フルタイム）勤務の介護職員に、月額16,000円を処遇改善手当として交付することとし、交付金が交付される月の給与支給時に、併せて支給する。なお、勤務時間が週40時間に満たない職員については、その時間数に応じて支給する。 (週30時間勤務の場合、 $16,000円 \times 30/40時間 = 12,000円$)
(任意記載事項) 平成20年10月～平成21年3月までの状況について記載してください。	
⑥ 介護職員賃金総額 (月額平均)	⑦ 一人当たり介護職員 賃金額 (月額平均)
任意記載	任意記載

⑥⑦は任意記載です。これまでの申請の際に記入有りでも今回記入なしで可です

(2) 賃金改善以外の処遇改善について (様式第9号を作成している場合、記載を省略できる。)

様式第9号 キャリアパス要件等届出書を提出済みの場合、以下は記載不要です。

平成21年4月以降に実施した (又は実施予定の) 事項について必ず1つ以上に○をつけること。	
処遇全般	賃金体系等の人事制度の整備 ・ 非正規職員から正規職員への転換 ・ 短時間正規職員制度の導入、昇給又は昇格等の要件の明確化 ・ 休暇制度、労働時間等の改善 ・ 職員の増員による業務負担の軽減、その他 ()
教育・研修	人材育成環境の整備 ・ 資格取得、能力向上のための措置 能力向上が認められた職員への処遇、配置の反映 その他 ()
職場環境	出産、子育て支援の強化 ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化 事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成 ・ 介護補助器具等の購入、整備等 健康診断、腰痛対策、そこの健康等の健康管理面の強化 ・ 職員休憩室、喫煙スペース等の整備 ・ 労働安全衛生対策の充実 ・ 業務省力化対策その他 ()
その他	

上記については、雇用するすべての介護職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日

申請者 (名 称) 社会福祉法人 高齢福祉会
(代表者) 理事長 介護 一郎

印

※他の都道府県にも事業所があり、かつ、当該他の都道府県の事業所と交付金をやり取りする場合は、「様式第2号（添付書類2）」も忘れないで提出して下さい。

様式第2号（添付書類2）

介護職員処遇改善報告書（他都道府県状況一覧表）

申請者（名称）		
都 道 府 県	他都道府県事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当する見込額（様式第2号の(1)②イに相当する額を記載すること）	他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善する見込額（様式第2号の(1)②ウに相当する額を記載すること）
北海道	円	円
青森県	円	円
岩手県	円	円
宮城県	円	円
秋田県	円	円
山形県	円	円
福島県	円	円
茨城県	円	円
栃木県	円	円
群馬県	円	円
埼玉県	円	円
千葉県	円	円
東京都	円	円
沖縄県	円	円
全国計	円	円

※他の都道府県にも事業所があり、かつ、当該他の都道府県の事業所と交付金をやり取りする場合のみ様式第2号に添付すること。

4 キャリアパス要件等に関する届出について

キャリアパスの要件等は平成23年度も継続します。

既に平成22年度に提出済みの場合で届出内容に一切変更がない場合は、
「キャリアパス要件等届出書（様式第9号）」の提出は必要ありません。

ただし、提出を忘れたのではなく省略したことを明らかにするため、別紙の様式第9号関係参考様式を参考に、「申立書」を提出してください。

当然のことながら、内容に変更がある場合は提出してください。

例えば、

A) 職位・職責や任用等の要件が変わった場合、

B) (1) キャリアパスに関する要件においてⅡを選択し、⑥においてアを選択し、資質向上のための計画として「研修計画」を提出している場合にあって、「研修計画」が平成23年度をカバーしていないときは、平成23年度分の「研修計画」が該当します。

なお、平成23年度分の提出を妨げるものではありませんので、判断がつかない場合は提出してください。

○「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」（抄）

4 キャリアパスに関する要件等

平成22年10月以降に提供された介護サービスを根拠とする交付金の額（以下4において「交付額」という。）については、次の一及び二に定める要件（以下「キャリアパス要件等」という。）の適合状況に応じた所定の率を介護報酬総額に乗じて得た額とする。

介護保険事業者指定の更新手続き等について

平成23年1月
福島県介護保険室

1 介護保険事業者指定の更新手続きについて

(1) 指定更新制度の概要

平成18年4月1日の介護保険制度改正により、指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の更新制度が設けられました。指定事業者は6年ごとに更新を受けなければ介護保険事業者としての効力を失うことになります。

※指定の有効期間とは、指定日より6年を経過する日までとなります。

※保険医療機関、薬局のみなし事業所、介護老人保健施設が行うみなし事業所及び介護療養型医療施設が行うみなし事業所は、更新申請の対象ではありません。

(2) 平成23年度中に更新対象となる事業所及び申請の時期

対象事業所へは、県から原則として指定有効期間満了日の約2か月前に案内を送付しますので、指定する期日までに更新申請書を提出願います。

- ・指定日が月の初日・・・有効期間満了日の属する月の前月25日まで
- ・指定日が月の初日以外・・・有効期間満了日の属する月の前々月25日まで

※例 指定日7月1日（有効期間満了日6月30日）の場合、

事業所は5月25日までに各保健福祉事務所(いわき地方振興局)へ申請。

平成23年度中に更新申請を行う事業所は、平成17年5月から平成18年4月に指定を受けた事業所になります。

なお、平成23年度については、平成18年度の制度改正により指定事業者となった介護予防サービス事業者等が更新時期を迎えることから平成18年1月から4月に指定を受けた事業所（有効期間満了日は平成23年12月31日から平成24年4月30日まで）は、平成23年10月から平成24年2月の間に更新申請を行うものとします。

事業所へは事前に通知しますので申請期限についてご理解願います。

(3) 提出書類等

平成23年度に申請する事業者の提出書類は以下のとおりです。

- ①指定（許可）更新申請書（様式第10号）
- ②付表
- ③勤務形態一覧表（参考様式第1号）
- ④資格が必要な職種の方の資格証の写し
- ⑤誓約書（参考様式第8号）
- ⑥役員及び管理者名簿（参考様式第9号）
- ⑦介護給付費請求に関する書類
- ⑧指定（許可）更新申請に係る添付書類一覧(別表)

更新申請の事前通知時に様式及び記載方法等を明示します。

(4) 更新申請に関する留意事項等

- ア 人員・運営基準等の基準を満たしていない場合や、法人の役員等に過去5年以内に取消処分を受けた者がいる等の欠格事由に該当する場合等は更新できませんので、基準等を再確認願います。
- イ 更新申請書提出前に廃止届出書、休止届出書を提出している場合について
 - a 休止中の事業所については、指定の更新を受けることはできませんので、指定の有効期間の満了をもって指定の効力を失うことになります。
 - b 廃止している事業所については、指定更新の手続きは不要です。

(5) 書類の提出先

各保健福祉事務所又はいわき地方振興局

2 変更届、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等について

(1) 変更届について

事業所の名称、管理者の変更等があった場合は10日以内に届け出てください。

(2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書について

新たに加算を算定する場合は事前に届出が必要です。

- ・訪問通所系サービス：加算の算定を開始する月の前月15日まで
- ・入所系サービス：加算の算定を開始する月の1日まで

(3) 通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所の事業所規模について

事業所規模の区分については、前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均利用延人数により区分されます。平成22年4月から平成23年2月までの1月当たりの平均利用延人員数を計算し、事業所規模の区分に変更がある場合は3月15日までに(2)の体制届を提出してください。

(4) サービス提供体制強化加算の確認について

この加算を算定する場合、職員の割合は常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均割合が所定の割合を満たすことが必要です。既に届出をしている事業所であっても、平成22年度の職員の割合を確認する必要があります。確認後要件を欠く場合、又は新たに加算を算定する場合は、3月15日まで(2)の体制届を提出してください。

(5) 居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算について

判定期間後期（9月から2月）については、3月15日までに計算し、90%を超えた場合は3月20日までに所定の書類を提出してください。

(6) その他

平成24年度の介護保険法の見直しの中での「介護サービス情報の公表」制度の見直しについて

1 介護保険制度の見直しに関する意見（抜粋）

（社会保障審議会介護保険部会 平成22年11月25日）

- 介護保険制度は、様々な事業主体の参入を認め、利用者の適切な選択と事業者間の競争によりサービスの質を確保する仕組みである。このような仕組みの下では、各事業者が提供する介護サービスの内容・質に関して客観的で適切な情報が、サービスを選択する利用者や家族に提供されることが不可欠である。現行の情報公表制度はこのような観点から、利用者によるサービスの選択を実効あるものとするために設けられている。
- 情報公表制度については、都道府県知事又は指定調査機関による介護サービス事業者・施設に対する調査が義務づけられているが、事業者にとってこうした調査等の負担が大きいう指摘がある。このため、利用者にとって活用しやすいものになるよう、検索機能や画面表示などを工夫するとともに、調査については、都道府県知事が必要と認める場合に、適切に実施することとするなど、事務の軽減を図り、手数料によらずに運営できる制度へと変更するべきである。その際は、費用負担も含めて、都道府県の負担等に配慮すべきとの意見があった。
- また、公表される情報については、都道府県の判断により、事業者が任意でサービスの質や雇用等に関するデータを追加できることとし、公表される情報の充実を図っていくべきである。

2 厚生労働省の見直しの方向性について

介護保険制度の見直しに関する意見を踏まえ、平成24年度からは、利用者の視点に立って、分かりやすい公表方法を工夫すること、公表及び調査手数料を廃止し、年1回の調査の義務付けを廃止するなど事業者等の負担を軽減するという観点から、運営方法を整理することなどが案として示されました（「介護サービス情報の公表制度の見直しの方向性（案）」のとおり）。今後、厚生労働省では関係府省と協議のうえ、次期通常国会への改正法案の提出を目指して作業を進めることとなります。

なお、平成23年度の制度運営については、法改正前であり、基本的には現行制度（公表・調査手数料による公表・調査を実施。）による運営とされました。

3 本県の対応について

平成24年度からは介護保険法の改正に合わせて対応することとし、平成23年度は現行どおり、公表・調査手数料による公表・調査を実施します。

介護サービス情報の公表制度の見直しの方向性（案）

利用者の立場に立って必要な情報が公表されることを基本としつつ、事業者等の負担を軽減するという観点から、見直しを行う。《平成24年度より実施》

● 利用者の視点に立って、分かりやすい公表方法を工夫する。

- 現行の基本情報及び調査情報の内容を原則とする。
- 検索機能や画面表示など、利用しやすいインタフェースを工夫する。
- 利用者等への活用を推進するため、市町村との連携を図る。

● 事業所等の負担を軽減するという観点から、運営方法を整理する。

- 手数料（公表手数料、調査手数料）を廃止する。
- 1年に1回の調査の義務づけを廃止し、都道府県が必要があると認める場合に調査を行うこととする。
- 公表時期の統一化を図る。
- 予防サービスについては、本体サービスと一体的に運営されている場合には、報告内容を一体化して報告できるようにする。

※ 都道府県の判断により、例えば事業者の質の評価に資する情報などを、事業者が任意で報告できるところを検討。

● 公表に係る事務等の効率化を図る。

- 現在、各都道府県に設置されている情報公表サーバーを国において一元的に管理することにより、効率化を図る。
- 各都道府県（又は指定情報公表センター）においては、各事業所からの情報の受理・確認・公表・啓発普及・苦情対応を行う。

● 虚偽報告等に対する対応

- 虚偽報告等の不正行為があった場合は、是正等を命じ、命令従わない場合には、指定取消又は停止。

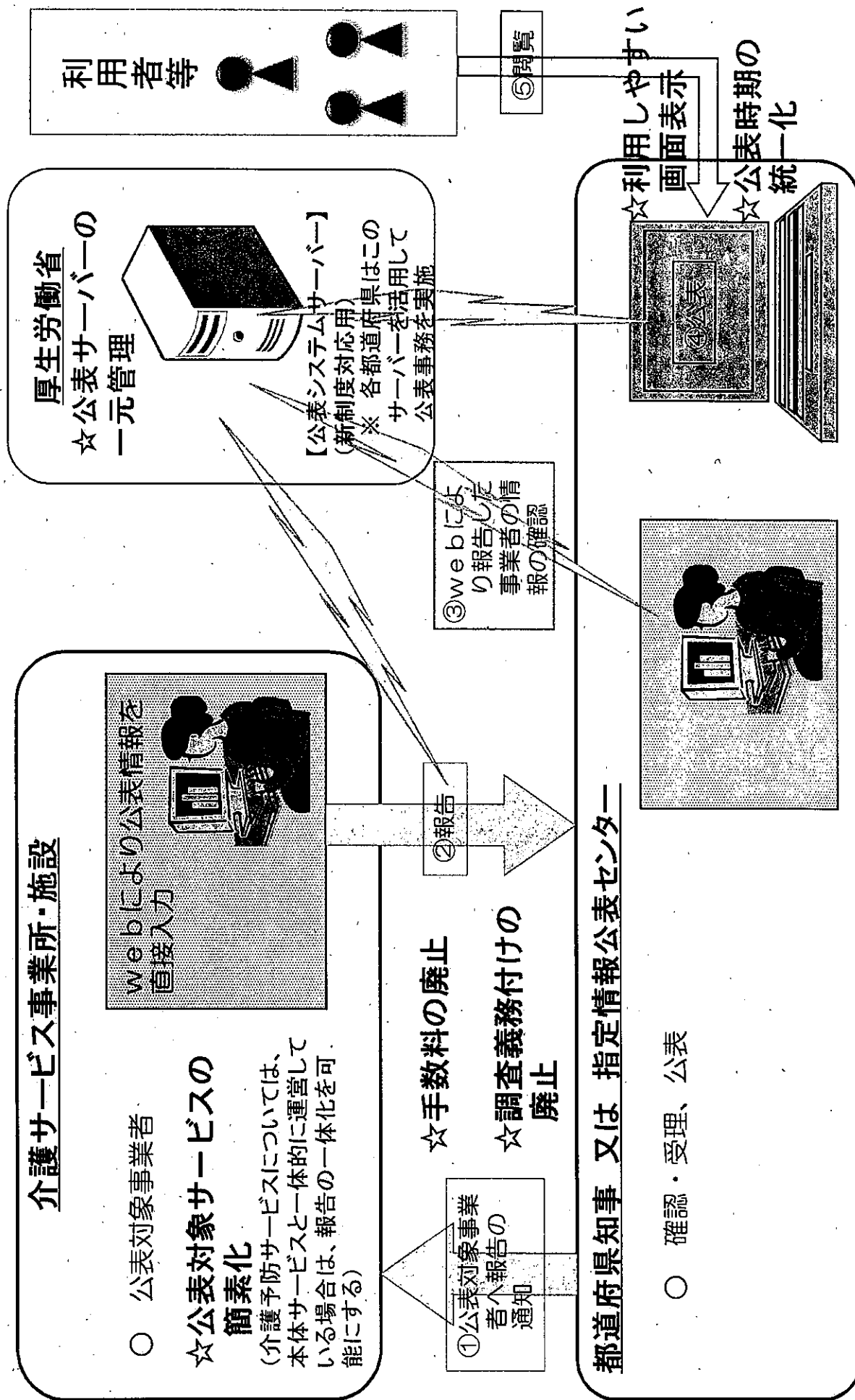
制度見直しの内容（案）

【現行の制度】

【制度見直し後】

手数料	・都道府県知事が条例により定める。 ・手数料（公表手数料、調査手数料）を介護サービス事業者より徴収	↑	・手数料の廃止
調査	・介護サービス事業者が報告した調査情報について、指定調査機関の調査員が年1回事業所に訪問し調査を実施（義務）	↑	・都道府県知事が必要と認める場合に実施（任意） ※ 基本情報も調査対象とする
公表される情報	・基本情報 ・調査情報	↑	・同左（ただし、調査は不要） ・都道府県の判断により追加可能（報告は事業者の任意）
公表対象サービス	・介護予防サービスを含む50サービス	↑	・介護予防サービスについては、本体サービスと一体的に運営されている場合には、報告の一体化を可能にする
公表システム サーバー	・各都道府県が設置し、管理運営	↑	・国においてサーバーを一元的に管理 ※ 各都道府県は、国が設置したサーバーを活用して公表事務を実施
公表時期	・調査が終了した事業者から順次公表（都道府県が定める計画に基づく）	↑	・公表期日の統一化を図る。
虚偽報告等への対応	・是正等を命じ、命令に従わない場合には、指定取り消し、又は停止	↑	・現行のとおり

公表サーバー一元化に伴う介護サービス情報公表の流れ



※ web環境のない事業者については、紙媒体等での調査票の報告を受け、都道府県（指定公表センター）において、公表システムサーバーに入力

指定等申請マニュアルについて

平成 23 年 1 月
福島県介護保険室

指定申請等の手続については、簡単に現在ホームページに掲載されているところですが、申請に関する詳細なマニュアルを作成し、ホームページに掲載する予定です。平成 23 年度からの申請について参考にしてください。

1 掲載予定時期

平成 23 年 3 月下旬

2 マニュアルの内容

- ・ 指定申請手続の流れ
- ・ 指定要件等
- ・ 指定申請書類一覧
- ・ 更新申請書類一覧
- ・ 指定申請書類の記載例
- ・ 各サービス付表記載例
- ・ 添付書類一覧
- ・ 平面図記載例
- ・ 管理者・サービス提供責任者等の経歴書記載例
- ・ 運営規程記載例
- ・ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要についての記載例
- ・ 勤務態勢一覧記載例
- ・ 誓約書記載例
- ・ 役員名簿の記載例
- ・ 業務管理体制記載例
- ・ みなし指定について 等

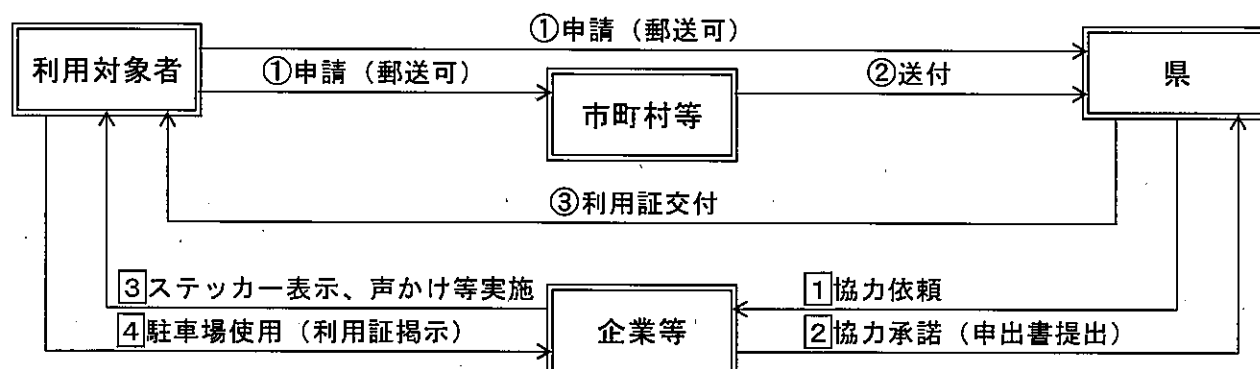
「人にやさしいまちづくり」について

福島県高齢福祉課

1 おもいやり駐車場利用制度

① 制度の内容

歩行が一定程度困難と認められる方(以下「制度対象者(裏面)」)に県が利用証を交付することで、店舗や公共施設などに設けられている車いす使用者用駐車スペースを本当に必要としている方が利用できるようにすることを目的とした制度。この制度の協力施設において車いす使用者用駐車スペースを使用する際には、車内に利用証の掲示が求められる。(フロー図)



② 制度導入の背景

本県では、平成8年4月に「人にやさしいまちづくり条例」を施行し、すべての人が安全で快適に生活することのできる思いやりに満ちた社会を目指して、これまで各種施策を進めてきた。その一環として、車いす使用者用駐車スペースについては、利用者のマナー向上に努めてきたところであるが、不適正利用が後を絶たず、本来、この駐車場を必要としている歩行が困難な方々の利用が制限されている状況※にあるため、新たな対応策として平成21年7月1日より「おもいやり駐車場利用制度」を開始した。

※車いす使用者用駐車スペースの幅は、バリアフリー新法や人にやさしいまちづくり条例で3.5メートル以上と規定されています。これは、歩行が困難な方、特に車いすを利用されている方は、乗り降りする際に車のドアを全開にする必要があるためです。このスペースに健常者が駐車してしまうと、本当に必要としている方が駐車することができず、大変困ってしまいます。

③ 制度導入のメリット

- ・ 車内に利用証を掲示することで、周りから適正利用かどうかが一目で確認できる。
- ・ 官民が協力して制度を運用することで、施設側で不適正利用者に対する注意喚起がしやすくなる。
- ・ 制度が浸透することで県民の駐車場に対する理解が深まるとともに、監視機能が強化される。

④ 制度の運用状況

- (1) 申請受付窓口：185箇所(県8箇所、市町村151箇所、障がい者団体26箇所)
- (2) 交付窓口：8箇所(県高齢福祉課・各保健福祉事務所・いわき地方振興局)
- (3) 協力施設数：1,069施設(平成22年12月末日現在)
- (4) 利用証交付数：13,752件(平成22年12月末日現在)

⑤ 他県との連携

利用者の利便性の向上を図るため、平成21年8月3日より、山形、福島、栃木、群馬の4県において利用証の相互利用を開始した。

⑥ 制度対象者

区 分			等 級
身体障がい者	視覚障がい		4 級以上
	聴覚	聴覚障がい	該当なし
		平衡機能障がい	5 級以上
	音声言語機能障がい		該当なし
	肢体不自由	上肢	2 級以上
		下肢	6 級以上
		体幹	5 級以上
	脳原	上肢機能	2 級以上
		移動機能	6 級以上
	心臓機能障がい		4 級以上
	腎臓機能障がい		4 級以上
	呼吸器機能障がい		4 級以上
	膀胱又は直腸機能障がい		4 級以上
	小腸機能障がい		4 級以上
	ヒト免疫不全ウイルスによる機能障がい		4 級以上
肝臓機能障がい		4 級以上	
知的障がい者			A（最重度・重度）
精神障がい者			1 級
難病患者			特定疾患医療受給者
要支援高齢者等			要支援者又は要介護者
妊産婦			妊娠 7 ヶ月から産後 3 ヶ月
けが人			車いす、杖等使用期間

⑦ 各県の導入状況（導入順）

- | | |
|-----------------|------------------|
| ① 佐賀県（平成18年 7月） | ⑧ 徳島県（平成21年 7月） |
| ② 山形県（平成19年 6月） | ⑩ 群馬県（平成21年 8月） |
| ③ 長崎県（平成19年 8月） | ⑪ 鳥取県（平成21年10月） |
| ④ 福井県（平成19年10月） | ⑫ 鹿児島県（平成21年11月） |
| ⑤ 熊本県（平成20年 1月） | ⑬ 岩手県（平成22年 4月） |
| ⑥ 栃木県（平成20年 9月） | ⑭ 愛媛県（平成22年 7月） |
| ⑦ 島根県（平成20年12月） | ⑮ 山口県（平成22年 8月） |
| ⑧ 福島県（平成21年 7月） | ⑯ 岡山県（平成22年12月） |

※ 上記の他、高知県、京都府、茨城県、宮崎県、香川県でも導入を予定している。

【問い合わせ先】福島県庁高齢福祉課（長寿社会担当）

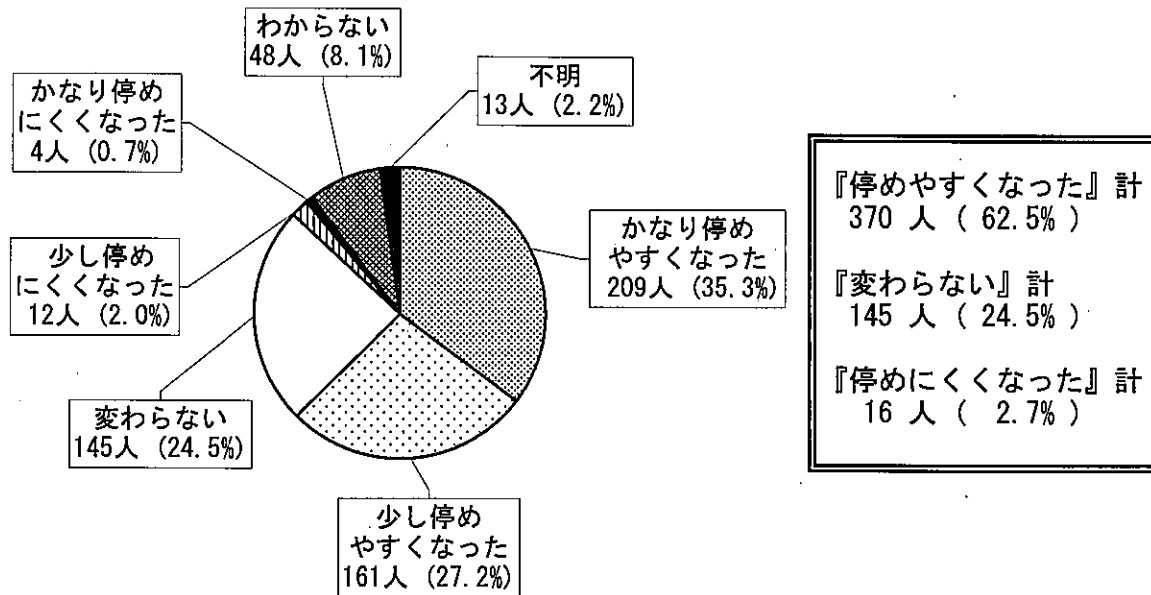
電話：024-521-7197 FAX：024-521-7985

HP：「福島県おもいやり駐車場」で検索してください。

○平成22年度利用者アンケート調査結果

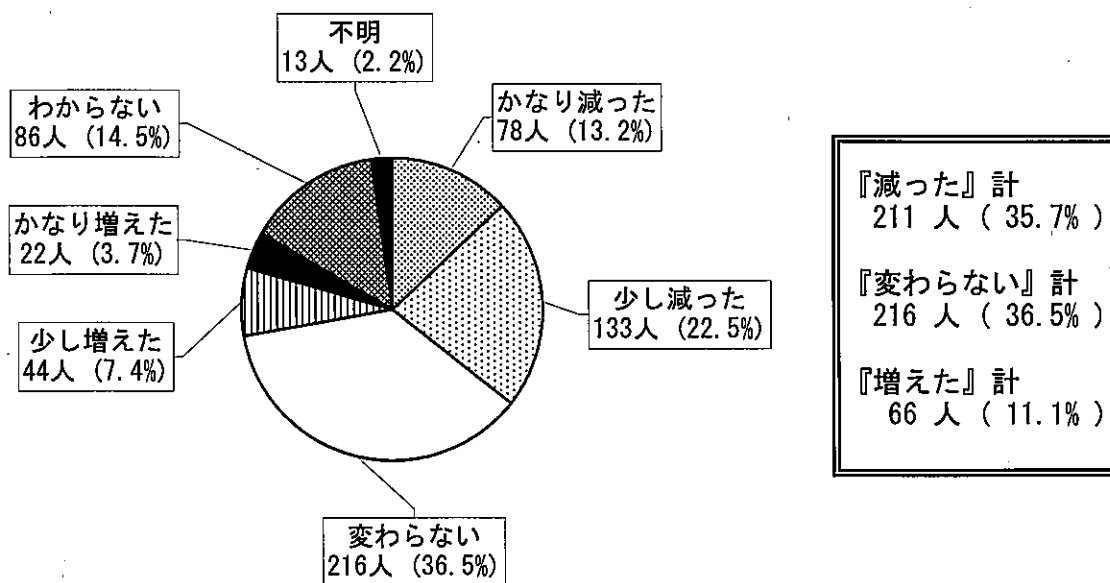
①制度導入後の使いやすさ

【問1】 車いす使用者用駐車スペースの使いやすさは、おもいやり駐車場利用制度導入前と導入後とを比べてどのように変わりましたか。 あてはまるもの1つに○をつけて、その理由を記入してください。



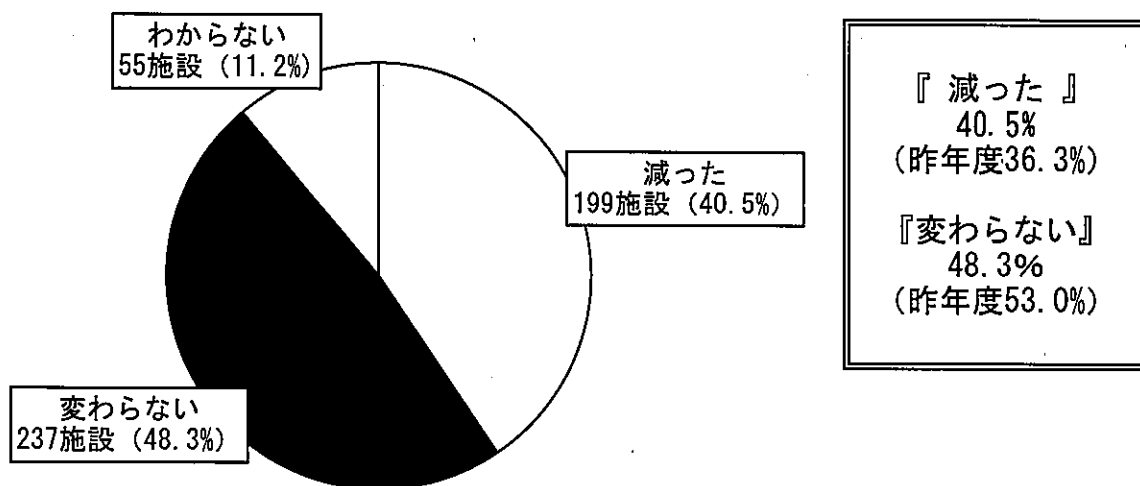
② 制度導入後の不適正利用の状況

【問2】 歩行が困難ではないと思われる人による車いす使用者用駐車スペースの駐車状況は、おもいやり駐車場利用制度導入前と導入後を比べてどのように変わりましたか。 あてはまるもの1つに○をつけてください。



○平成２２年度協力施設アンケート調査結果

制度導入後の不適正利用の状況

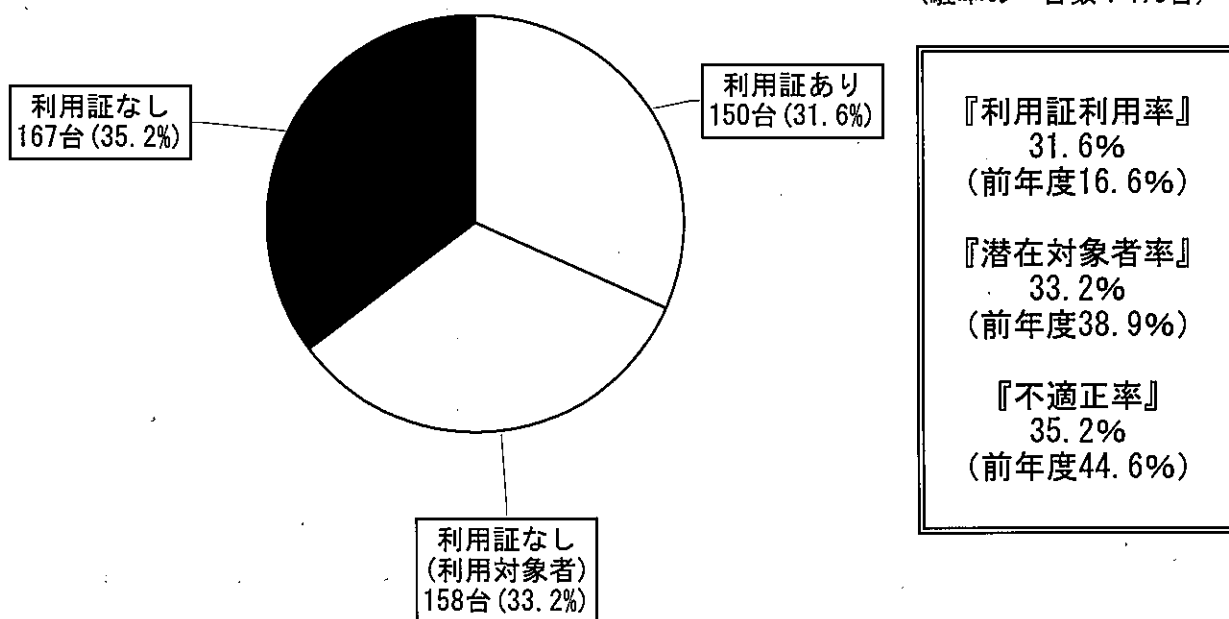


○平成２２年度おもいやり駐車場利用実態調査結果

駐車台数の内訳

※土日を含んだ調査結果

(駐車の数台数：475台)



2 やさしさマーク

福島県では、人にやさしいまちづくり条例（平成7年3月17日公布）に基づき、高齢者や障がい者をはじめすべての人が安全で利用しやすいよう配慮された公益的施設に「やさしさマーク（縦36cm×横23.5cm、厚さ4mm、プラスチック製）」を交付しています。

人にやさしいまちづくりを進めるため、やさしさマークを取得してみませんか！



やさしさマーク

このマークは、ふくしまイメージデザインの4色を使用し、県章を顔の輪郭にモチーフしたもので、フリーなタッチで笑顔を表現しています。

取得の方法

福島県やさしさマーク交付申請書、建物の図面等を各保健福祉事務所又はいわき地方振興局に提出してください。後日、県の職員が調査に伺います。

取得費用

費用は一切かかりません。

取得までの時間

建物が条例に適合していれば、申請してから約1ヶ月で取得できます。

取得のメリット

パンフレットやHPに「やさしさマーク」を使用することができ、人にやさしい施設であることをPRできます。

また、県高齢福祉課のHPでもやさしさマーク取得施設として紹介されます。

問い合わせ先

★県保健福祉部	高齢福祉課	電話024-521-7197
★県北保健福祉事務所	保健福祉課	電話024-534-4156
★県中保健福祉事務所	保健福祉課	電話0248-75-7808
★県南保健福祉事務所	保健福祉課	電話0248-22-5478
★会津保健福祉事務所	保健福祉課	電話0242-29-5272
★南会津保健福祉事務所	保健福祉課	電話0241-63-0305
★相双保健福祉事務所	保健福祉課	電話0244-26-1133
★いわき地方振興局	県民部福祉課	電話0246-24-6204

★ホームページは「福島県やさしさマーク」で[検索](#)してください。

3 やさしいまちづくり推進資金（融資制度の募集！）



福島県では、不特定多数の方が利用する公益的施設のバリアフリー化、福祉車両の購入等を支援しています。

高齢者や障がい者、子ども連れの方などに配慮した店舗などの新築・増改築、福祉車両の購入にご利用ください。

推進資金の概要

① 融資対象者

- ア 不特定多数の方が利用する施設を設置し、又は管理する事業者。
- イ 一般乗合旅客自動車などを所有し、又は管理する事業者。

② 対象となる工事・車両

- ア 公益的施設の建築物等での新築又は増改築によるスロープ、自動ドア、エレベーター、車いす用トイレ、おむつ交換・授乳の場所等の設置で、「人にやさしいまちづくり条例」の基準に適合するもの
- イ 上記①イに該当する事業者が購入する高齢者・障がい者用バス、福祉タクシー等の車両

③ 融資金額 50万円以上5,000万円以内（10万円単位）

④ 融資利率

固定	5年以内	1.2%以内	金融機関の定める所により別途福島県信用保証協会等の保証を要します。
	5年超～7年以内	1.4%以内	
	7年超～10年以内	1.7%以内	
変動	0.9%以内（平成22年10月1日現在。） 原則として4月と10月に見直しします。		

⑤ 融資期間 10年以内（据置期間1年内を含みます）

⑥ 担保・保証人 取扱金融機関の定めによります。

⑦ 返済方法 元金均等返済。ただし、一括繰上償還も可能です。

⑧ 取扱金融機関（申込先）

東邦銀行、福島銀行、大東銀行、県内に本店を有する信用金庫、県内に本店を有する信用組合、商工組合中央金庫

随時受付中ですので、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

県保健福祉部高齢福祉課（長寿社会担当）

★住所 〒960-8670 福島市杉妻町2-16（西庁舎7階）

★電話 024-521-7197 ★FAX 024-521-7985

★ホームページは「福島県やさしいまちづくり推進資金」で検索してください。

平成 21 年度介護職員処遇改善交付金の賃金改善効果について

1 交付金の精算

支 払 額	775,635,022円
賃金改善額	838,451,489円 (対支払額+62,816,467円)
余剰額返還金	6,069,816円 (25法人74事業所分)
最高額	955,240円
最低額	199円
最大余剰率	54.6%

後日、余剰率が10%を超える7法人に対して状況調査を行い、また、賃金改善の内容に疑義がある37法人に対して状況報告を求める。

2 賃金改善効果

常勤換算人数 53,037人 (延べ)

賃金改善名目 一時金等ほか28種類

上位賃金改善額	①一時金	306,977,559円
	②処遇改善手当	234,457,307円
	③賞与	124,846,515円

一人当たり賃金改善額 15,808円 (月平均)

賃金改善実施期間について

定 義	賃金改善実施期間は、事業者の選択により定めるものとし、当該年2月から翌年4月までの間で、交付金支給月数と同じ月数の連続する期間（その始期は交付の根拠となる介護サービス提供月以降であり、その終期は、事業年度における最終交付金の支払い月の翌月とする。）とする。また、当該期間が事業年度間で重複してはならない。なお、平成21年度及び平成24年度については、交付金支給の始期及び終期が異なるため、以下のとおりとなる。 （平成21年度）事業者の選択により、平成21年10月から平成22年4月までの間で、 交付金支給月数と同じ月数の連続する期間 （平成24年度）事業者の選択により、平成24年2月から6月までの間で、交付金支給月数と同じ月数の期間
-------------------	--

賃金改善実施期間のパターン（事業者が①～④のうちから一つ選択する）

区分\月		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6					
21 年度	提供月																						
	①																						
	②										×									×	×	×	×
	③										×	×								×	×	×	
	④										×	×	×							×	×		
22 年度	提供月																						
	①													×	×	×	×	×					
	②	×												×	×	×	×	×					
	③	×	×											×	×	×	×						
	④	×	×	×												×	×						
23 年度	提供月																						
	①													×	×	×	×	×					
	②	×												×	×	×	×						
	③	×	×											×	×	×							
	④	×	×	×												×	×						
24 年度	提供月																						
	①				×	×	×	×															
	②	×				×	×	×															
	③	×	×				×	×															
	④	×	×	×				×															

※1 平成21年度の選択により平成24年度まで同じパターンになる。

※2 選択した賃金改善実施期間と異なる期間で賃金改善を行うことはできない。(×の例)

※3 勘違いで、当初の選択パターンを誤ったときは、当初に遡って訂正する必要がある。